

舞鶴市電話交換機設備更新業務
仕様書

令和 6 年 12 月

舞鶴市財務部 資産マネジメント推進課

目 次

1 調達案件の概要

- (1) 調達件名
- (2) 調達の背景（総則）
- (3) 目的
- (4) 業務実施場所
- (5) 業務にかかる費用の積算条件
- (6) 業務の概要
- (7) 業務期間

2 調達案件の内容

- (1) 既設 P B X 設備の撤去及び処分
- (2) P B X 設備の設置
- (3) ひかり電話関連機器の設定変更
- (4) 電話回線、通信サービスに関する調整
- (5) 電話端子盤等電話配線設備

3 機器の概要

- (1) P B X 設備の概要
- (2) 流用可能な機器

4 総合試験

5 完成図書

6 特記事項

- (1) 電話交換機室内設置の P B X 設備の
関連機器について
- (2) 保守について
- (3) 法令の遵守及び所有資格

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

舞鶴市電話交換機設備更新業務

(2) 調達の背景（総則）

舞鶴市では、本庁舎、西支所、中総合会館の3拠点に構内電話交換機設備を、加佐分室にはビジネスホンを導入しているが、電話交換機は導入から13年が経過しており、万一の故障等が生じた際に、市役所の業務遂行に著しい支障が生じる可能性が想定される。

以上を踏まえ、本業務では、上記3拠点の構内電話交換機本体装置、電源装置、加佐分室のビジネスホン、並びに付帯装置類（以下「PBX設備」という。）の更新を実施する。

(3) 目的

舞鶴市役所では、PHSおよび卓上PHS多機能電話機を主に使用したPBX設備と加佐分室で利用しているビジネスホンを構築している。本業務では、本庁舎、西支所、中総合会館、加佐分室（以下「施工拠点」という。）のPHS設備、配線設備を継続使用もしくは更新し、最新のPBX設備へ更改を行うことで耐障害性の向上に寄与する。

さらに、昨今の自治体への電話問い合わせ状況・内容を鑑み、通話録音機能、勤務時間外の自動応答機能（音声ガイダンス）を導入することで通話品質の向上を図る。

(4) 業務実施場所

本庁舎：京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

西支所：京都府舞鶴市字南田辺 1 番地

中総合会館：京都府舞鶴市字余部下 1167 番地

加佐分室：京都府舞鶴市字志高 1005 番地

うみべのもり保育所：京都府舞鶴市字浜 2022 番地

※業務場所の詳細については別途お示しする。

(5) 業務にかかる費用の積算条件

次の各経費の合計を積算すること。

ア 施工拠点における物品一式の費用

イ 施工拠点における一式の工事および試験費

ウ 既設PBX設備の撤去費

エ 施工拠点間の接続・連携工事および試験費

(6) 業務の概要

- ア 既設 P B X 設備を撤去し、適正に産廃処理を行うこと。
- イ 新たな P B X 設備を設置すること。
- ウ 既設 P B X 設備にて利用中の電話機能を継承し、再構築以前と同様な電話運用が行えるように機器選定・設置・設定をし、既設電話機及び関連機器との再接続をすること。
- エ 施工拠点および施工拠点間において、再構築以前と同様に内線通話が行えるようにすること。
- オ 施工拠点（加佐分室を除く）が停電した場合も P B X 設備が 3 時間使用できるよう停電対策をすること。
- カ 施工拠点間の通信で利用するネットワークについて、本市が構築する I P 網を利用する場合は本市と協議すること。
- キ 本業務に伴い発生する P B X 設備が使用する電話回線、通信サービス等の会社間の調整業務を代行すること。
- ク 取扱説明書を作成し、職員への操作説明を行うものとし、電話交換手にあつては更新された電話交換機で円滑に業務が行えるよう、機器操作における研修期間を設けること。

(7) 業務期間

- ア 施工期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。
- イ P B X 設備の再構築に伴う通信切断期間
令和 7 年 3 月下旬の土曜日、日曜日及び祝日とし、詳細な日程は本市と協議の上決定するものとする。
- ウ 検収期間
令和 7 年 3 月 2 0 日から令和 7 年 3 月 3 0 日までを予定とする。この期間、本市にて検収を行う。
- エ 工事完成
令和 7 年 3 月 3 1 日までに工事を完了し、完成図書を提出すること。

2 調達案件の内容

(1) 既設 P B X 設備の撤去及び処分

本業務により生じた廃棄物については、受注者の責任において撤去し適正に廃棄物処理を行うこと。

(2) P B X設備の設置

- ア 施工拠点の電話交換機室に設置することとし、耐震対応を行うこと。
加佐分室のビジネスホンについては、壁掛けで設置すること。
- イ 既設P B X設備にて利用中の電話機能を継承し、再構築以前と同様な電話運用が行えるように機器選定、設置、設定をし、既設電話機及び関連機器との再接続をすること。
- ウ 電話機および料金管理装置が利用できるようデータ設定を行うこと。(加佐分室を除く)
- エ 通話録音機能を導入し、本庁舎、西支所、中総合会館の各部署にかかってきた電話に対して、通話内容の録音を可能にすること。また、勤務時間外における自動応答(受付終了の音声ガイダンス)を可能にすること。
- オ 施工拠点(加佐分室を除く)が停電した場合もP B X設備およびひかり電話設備が一定時間(概ね3時間)使用できるよう停電対策をすること。
- カ 本庁舎P B X設備において制御部の二重化を行い、メインの制御部が故障しても、サブの制御部が稼働し、通話に支障を及ぼさず継続して運用できること。
- キ 内線番号・番号計画・内線クラス・サービス機能等の既設電話交換機で設定されているものはすべて引き継ぐこと。
- ク I P網が故障し本庁舎と通信ができなくなった場合でも、各施工拠点はそれぞれ独立して運用できること。
- ケ 本庁舎所属のうみべのもり保育所は、V P N回線を介して内線通話を行っている。
V P N装置を更改する際、併せて P H S アンテナの増設や新規回線により本庁にアクセスさせる等、通信障害解消のために必要な措置をを行うこと。
- コ P B X設備の切替え作業中、最低限の業務連絡通信を確保する依頼をした場合仮設電話機や回線サービスの転送機能等の対策を講じること。
- サ 本業務にてP H S アンテナを増設する際に必要な配線はすべて新設すること。ただし、配管等はないため必要に応じて調達すること。
- シ 一次電源、空調設備、周辺環境工事については施工範囲外とする。

(3) ひかり電話関連機器の設定変更

- ア ひかり電話回線装置について、必要に応じ設定変更を行うこと。
- イ P B X設備の時刻情報をN T Pサーバより取得すること。

(4) 電話回線、通信サービスに関する調整

- 本業務にて電話回線及び通信サービスの利用に伴う手続きが必要な場合、本市の代行としてとり行うこと。
- ア 電話回線及び通信サービスの提供会社への申請作業、事前作業及び切替え日時の

調整

イ 導入時の工事立会、開通試験、完了確認

(5) 電話端子盤等電話配線設備

P B X交換機の電話端子盤については更新する事。

構内端子盤については、既設を継続使用することもできる。

3 機器の概要

(1) P B X設備の概要

本設備は、業務を円滑に運営するために設置する電話交換設備であり、内線端末としてアナログ電話機、多機能電話機、P H S、P H S多機能電話機等を接続できること。

また、外線として、アナログ回線、I S D N回線、ひかり電話回線等を収容できること。加えて、システム規模（回線数・内線数）の変更を柔軟に対応できること。

※詳細は別紙1のとおり。

(2) 流用可能な機器

既設P H S機器は下記のとおり

管理用P H S接続装置：「E P H－D 3 B S I D< 1>」

P H S接続装置：「E P H－D 3 B S N D< 1>」

I P用P H S接続装置：「E P H－I B S N D D< 1>」

P H S電話機：「E P H－D 6 P S 2 S」

卓上P H S多機能電話機：「E P H－3 0 D A S< 1>」

多機能電話機：E P H－2 4 E T S D< >

4 総合試験

試験項目として、下記試験を実施し、試験成績表に反映すること。

局線発着信試験

内線相互試験

各種サービス機能試験

停電試験

冗長化装置切替試験

5 完成図書

完成図書は、下記内容が記載された紙媒体及び電子データ1部を提出すること。ただし、

④及び⑤については各施設において保管できるようにすること。

- ①電話交換機パッケージ搭載図、中継方式図、回線一覧表、内線一覧表
- ②工事写真（撤去前・撤去後・新設後）
- ③トレーサビリティ管理表
- ④機器配置図（本体／付帯機器）
- ⑤P B X－M D F 収容図
- ⑥工事試験成績表

6 特記事項

(1) 電話交換機室内設置の P B X 設備の関連機器について

交換機室内に設置する P B X 設備の関連機器に不具合が生じ、その原因が本業務による場合、受注者は期日にかかわらず対処すること。

(2) 保守について

PBX 設備の機能を完全に維持し、電気通信の円滑な運用を行うため、別途定期保守契約を締結することとする。

なお、運用開始後 1 年間は補償期間とし、無償対応とする。

また、現地対応が必要な場合、故障対応の依頼を受けてから概ね 2 時間以内に対応可能であること。

(3) 法令の遵守及び所有資格

本業務を行う施工業者は、関連の法令を遵守し、それに付随する資格を有していること。

また、要求があった場合は有している資格を証明すること。

ア 法令

- ① 電気通信事業法
- ② 有線電気通信法
- ③ その他関係法令等

イ 資格（企業）

- ① ISO 9001（品質マネジメント）
- ② ISO/IEC 27001（情報セキュリティ）

ウ 資格（作業員）

- ① 工事担任者(AI-DD 総合種)

以上